

No. 7 津島市

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
市民生活部 生活環境課		0567-55-9368	直 通	0567-24-1791
住 所	〒496-0044 津島市立込町2-21		担当者氏名	鈴 木
U R L	http://www.city.tsushima.lg.jp		E-mail	kankyou@city.tsushima.lg.jp

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	限度額	撤去費加算限度額 (既設みなし浄化槽) (くみ取り便槽)	宅内配管工事加算限度額 (既設みなし浄化槽) (くみ取り便槽)
5人槽	332,000	120,000	300,000
7人槽	414,000		
10人槽	548,000		

(2) [令和7年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	合 計
9						9

前年度実績基数 (1基)

(3) [補助対象地域]
公共下水道事業計画区域を除く区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ・専用住宅に下の表1に規定する消費電力以下の浄化槽を転換設置しようとする者（法人を除く）
※専用住宅：主として申請者が居住の用に供する住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む）
※浄化槽：浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、次のいずれにも該当するもの
ア生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）の除去率が90%以上であり、かつ、その放流水のBODの日間平均値が20mg/l以下であること
イ合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合すること
表1：浄化槽の消費電力が以下の表の消費電力基準以下であること
消費電力基準（通常型、BOD10mg/L、りん除去型）

人 槽 (人)	消費電力 (W) (通常型)	消費電力 (W) (BOD10mg/L 以下)	消費電力 (W) (りん除去型)
5 人 槽	39	53	83
7 人 槽	55	75	90
10 人 槽	$n \times 7.5$	$n \times 10.2$	$n \times 15.7$

(6) [欠格要件]

- ①建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認が必要な建築（新築、改築、増築、移転）に伴い環境配慮型浄化槽を設置（浄化槽の変更を含む）する者
- ②浄化槽法第5条第1項に基づく設置届出の審査を受けずに環境配慮型浄化槽を設置する者
- ③津島市内に住所を有しない者
- ④住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ⑤販売の目的で建築する住宅に浄化槽を設置する者
- ⑥補助金の交付決定前に補助事業に係る工事（宅内配管工事及び既存便槽の撤去工事を含む）を着工した者
- ⑦11人槽以上の浄化槽を設置する者
- ⑧市税を滞納している者
- ⑨その他市長が適当でないと認める者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②住宅等を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
- ③設置場所の案内図（付近見取図）
- ④浄化槽、排水設備及び排水経路を明記した配置図及び建物の平面図

- ⑤既設のみなし浄化槽及びくみ取便所の便槽の写真及び位置図
- ⑥浄化槽工事請負契約書の写し
- ⑦浄化槽工事費（みなし浄化槽又はくみ取便所からの転換に伴い宅内配管工事を行う場合にあっては、宅内配管工事費を含む。また、みなし浄化槽又はくみ取便所の便槽を撤去処分する場合にあっては、撤去費を含む）の見積書（第4条第1項各号、第2項及び第3項に掲げる補助対象経費の明細が表示されたものに限る）の写し
- ⑧全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）並びに浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- ⑨浄化槽設備士の免状の写し及び昭和62年度以前の浄化槽設備士にあっては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- ⑩型式適合認定書及び仕様書・図面
- ⑪市税に未納のない証明書（市の職員による市税等（市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう）の納税情報の閲覧に同意したときは、この限りではない）
- ⑫その他市長が必要と認める書類

（８）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月を経過する日（補助事業を中止し、又は廃止した場合は、通知から1ヶ月以内）又は当該年度の2月末日のいずれか早い日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（申請者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書副本及び浄化槽法定検査契約書の写し
- ③浄化槽使用開始報告書の写し（ただし、市長が適当と認めたときは、浄化槽工事完了報告書の写しをもって代えることができる）
- ④浄化槽工事費（みなし浄化槽又はくみ取便所からの転換に伴い宅内配管工事を行う場合にあっては、宅内配管工事費を含む。また、みなし浄化槽又はくみ取便所の便槽を撤去処分する場合にあっては、撤去費を含む）の領収書（第4条第1項各号、第2項及び第3項に掲げる内訳が表示されたものに限る）の写し
- ⑤浄化槽使用廃止届出書の写し（みなし浄化槽からの転換のみ）
- ⑥みなし浄化槽又はくみ取便所の便槽の最終清掃実施記録の写し（撤去処分する場合のみ）
- ⑦工事施工写真
 - ア浄化槽設置工事施工の写真
 - イ宅内配管工事を行う場合は、その施工写真
 - ウみなし浄化槽又はくみ取り便所の便槽を撤去した場合は、その施工写真
- ⑧浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- ⑨その他市長が必要と認める書類

（９）【 その他 】

- ①転換と併せてみなし浄化槽を撤去する場合には上限12万円までの補助を行っている
- ②転換と併せてくみ取便所の便槽を撤去する場合には上限12万円までの補助を行っている
- ③既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に工事費用の2/3（10万円まで）の補助を行っている（下水道接続時）
- ④みなし浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に伴う宅内配管工事費に上限30万円までの補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください